

監査報告書

令和 8年 5月 25日

学校法人巨樹の会
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人巨樹の会

監事

高木基哉

監事

本岡大祐

私たち監事は、私立学校法第 52 条及び寄附行為 29 条の規定に基づき、学校法人巨樹の会の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行について監査いたしました。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、また関係書類の閲覧をするとともに、会計監査人から計算書類に関する説明及び監査結果に関する報告を受け、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその監査計画、監査実施状況及び職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人がその職務を適切に遂行しているか（「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の通知等を含む）を確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 理事の業務執行等の監査結果

この法人の業務及び理事の職務の執行並びに評議員会等の運営は適切であり、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の計算関係書類及び財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る）に関する監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上